

< 物 件 >

小型無停電電源装置 仕様書

1	物件名称	小型無停電電源装置
2	品質・形状・寸法 又は型式	特記仕様書のとおり
3	グリーン物品 の指定	指定しない
	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	特記仕様書のとおり
5	納入期限	契約日から令和 5年12月28日まで
6	納入場所	横須賀市小矢部 3丁目 3番 4号
7	特記事項	特記仕様書のとおり
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	上下水道局技術部浄水課 和田 裕育 電話 046-823-0604

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

内訳書

(税抜き)

	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物品 指定の有無	単位	数 量	単 価(円)	金 額(円)
1	小型無停電 電源装置	特記仕様書のとおり	無	式	1		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

単価、金額欄は、契約者が記入する。

小型無停電電源装置 特記仕様書

- 1 購入機器及び数量
(1) 小型無停電電源装置(3 kVA) 1 式
- 2 設置場所
(1) 衣笠ポンプ所 横須賀市小矢部 3 丁目 3 番 4 号
- 3 施工内容
(1) 既設小型無停電電源装置の撤去
(2) 新設小型無停電電源装置の設置
(3) 既設ケーブルの接続及び不足ケーブルの改造
(4) 既設盤内鋼板製架台の取り外し及び新規鋼板製ベース(板厚 2mm 程度)の取り付け
(5) 試験調整(機能動作確認、各種測定等)
(6) 撤去した既設装置及びその他発生品の処分
(7) その他上記工事に附随する工事
- 4 機器仕様
(1) 台数: 1 台
(2) 給電方式: 商用同期常時インバータ給電方式
(3) 交流入力: 単相 AC100V 50Hz
(4) 出力容量: 3 kVA
(5) 交流出力: 単相 AC100V 50Hz
(6) 切替方式: 同期無瞬断
(7) 蓄電池仕様: 小型制御弁式鉛蓄電池(期待寿命 5 年以上)
(8) バックアップ時間: 40 分間(増設バッテリー含む)
(9) 外部出力: 無電圧接点(U P S 入力電源断、バッテリー電圧低下、U P S 故障)
(10) 設置場所で冷却ファンを容易に交換可能なこと。
(11) 設置仕様: 既設 UPS 入出力盤内組込
組込スペース W400mm × D950mm × H700mm 程度
鋼板製ベース上にボルト固定
(12) オプション
ア 固定金具付
イ 警報出力インターフェース
- 5 撤去品
小型無停電電源装置 (株)GS YUASA LPSi1000-180 : 1 台
- 6 参考
小型無停電電源装置 (株)GS YUASA : SAU-A302(3 kVA)
オプションバッテリー盤 (株)GS YUASA : SAB-A32
警報出力インターフェース (株)GS YUASA : ESU-12
固定金具 (株)GS YUASA : RMB-38 及び RMB-39
- 7 完了報告書: 以下の内容を設置場所ごとにまとめ、2 部提出すること。
(1) 仕様書
(2) 現地試験成績書
(3) 取扱説明書
(4) 産業廃棄物管理票
(5) その他必要な書類

8 その他

- (1) 機器調達前に承諾図にて当局監督員の承諾を得ること。
- (2) 工程について当局監督員と十分に協議すること。
- (3) 毎日作業終了後、施工場所付近の清掃を行うこと。
- (4) 撤去品は、請負者の責任において適正に処分すること。
- (5) 保証期間は、しゅん工検査合格の日より2年間とする。請負者は、保証期間内に発生した故障については、無償で修理すること。
- (6) 健康診断（検便）
水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、水道法 21 条に基づき、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を監督員へ提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・病原性大腸菌 0-157 とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。また、検査結果の有効期限は6か月とし、期間が過ぎた場合は再度検査を実施し、検査結果を監督員に提出すること。
 - ア 水工程に直接触れて作業する者
 - イ 水工程に直接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者
 - ウ 6か月を超えて従事する者
- (7) 本件については、関係法令に従い施工すること。